

2022年3月18日

各位

株式会社 第四北越銀行

電子交換所の設立に伴う小切手・手形の「払戻可能日時」および「取立手数料」の変更について

平素は第四北越銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、2022年11月に電子交換所を設立することを決定し、設立に先立ち同年7月より電子交換所での小切手・手形の業務を開始する予定としております。(全国各地に設置されている現在の手形交換所は全て廃止となり、原則すべての小切手・手形が電子交換所での取り扱いとなります。)

これに伴い、当行では2022年7月より、小切手・手形の「払戻可能日時」および「取立手数料」を下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 払戻可能日時の変更

- ・ 電子交換所の設立後は、全国共通でひとつの交換所での取り扱いとなるため、払戻可能日時が統一されます。
- ・ これにより、現在、全国各地の手形交換所での取り扱いでは、小切手・手形の支払場所が遠隔地の場合、払戻可能となるまでに日数を要しておりましたが、電子交換所設立後は、払戻可能日時が早くなります。
- ・ 一方、小切手・手形の支払場所が当行の場合、電子交換所を通して払戻可能日時が統一されることで、これまでと比べ払戻可能日時が遅くなる場合がございます。お客さまにはご不便をおかけすることとなりますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

		小切手	手形
電子交換所の払戻可能日時		入金日から数えて 2営業日後の13時10分※1	支払期日から数えて 翌営業日の13時10分※2
払戻可能 日時の 変更日	<支払場所> 第四北越銀行	2022年7月19日(火) 入金分より	2022年7月16日(土) 支払期日分より
	<支払場所> 第四北越銀行 以外の金融機関	2022年11月2日(水) 入金分より	2022年11月3日(木) 支払期日分より

※1 入金日が2022年7月22日(金)の場合、23日(土)、24日(日)が銀行休業日のため、7月25日(月)が「翌営業日」となり、払戻可能日時は「2営業日後」の7月26日(火)13時10分となります。

※2 支払期日が2022年7月16日(土)の場合、16日(土)、17日(日)、18日(月・祝)が銀行休業日のため、支払期日は2022年7月19日(火)となり、払戻可能日時は20日(水)13時10分となります。

2. 取立手数料の変更

- ・小切手・手形の取立手数料は、原則すべての小切手・手形が電子交換所での取り扱いとなることから、現行の手数料の「同一手形交換所内」440円（税込）を適用させていただきます。
- ・手数料については、上記1. 払戻可能日時の変更に先駆けて、2022年7月1日（金）受付分（割引・担保手形の場合は実行分）より変更させていただきます。

現行の手数料（税込）			7月1日（金）以降の手数料（税込）	
手形交換所での取立	同一手形交換所内	440円	手形交換所での取立	440円※
	同一手形交換所外	660円		
手形交換所以外での取立	当行宛	660円		
	他行宛（普通扱）	880円		

※電子交換所を通さず、郵送等で取立手続きを行う場合は手数料が異なります。詳しくは、店頭窓口までお問い合わせください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
株式会社 第四北越銀行
事務統括部／斎藤（英）、小林（紀）
電話(025)222-4111

(ご参考)

・当行に小切手・手形をお持ち込みいただいた場合の、払戻可能日時は以下のとおりです

<小切手の払戻可能日時>

支払場所		払戻可能日時（入金日から数えて）		
		現在	変更後	変更点
自店支払※1		即日	即日	変更ありません
当行	下記支店以外	2 営業日後 8 時 00 分	2 営業日後 13 時 10 分	<u>5 時間 10 分遅くなります</u>
	佐渡島内支店 名古屋支店 大阪支店ほか※2	3 営業日後 8 時 00 分		1 営業日早くなります
当行以外の金融機関 （現在は、 支払場所により 異なっています）		2 営業日後 13 時 10 分		変更ありません
		3 営業日後 8 時 00 分		1 営業日早くなります
		3 営業日後 13 時 10 分		1 営業日早くなります
		4 営業日後 8 時 00 分		2 営業日早くなります
		4 営業日後 13 時 10 分		2 営業日早くなります
5 営業日後 8 時 00 分	3 営業日早くなります			

<手形の払戻可能日時>

支払場所		払戻可能日時（支払期日から数えて）		
		現在	変更後	変更点
自店支払※1		当日 15 時 10 分	翌営業日 13 時 10 分	<u>1 営業日遅くなります</u>
当行		翌営業日 8 時 00 分		<u>5 時間 10 分遅くなります</u>
当行以外の金融機関 （現在は、 支払場所により 異なっています）		翌営業日 13 時 10 分		変更ありません
		2 営業日後 8 時 00 分	1 営業日早くなります	

※1 支払場所の支店にお持ちいただいた小切手・手形

※2 対象店は次のとおりです。（佐和田支店・佐和田中央支店・両津支店・両津中央支店・南佐渡支店・山北支店・安塚支店・会津支店・大阪支店・名古屋支店）